

令和5年度 6月期区長会報告

日 時	6月8日(木) 15:00～15:45
場 所	古賀市役所第2庁舎5階501・502・503会議室
参加者	行政区長46名 智原課長、大江係長、力丸
<p>1. 会長挨拶</p> <p>本日も速やかな議事進行にご協力願う。 市長が公務から帰庁できていないため、市長の挨拶は割愛させていただきます。</p> <p>2. 市長挨拶</p> <p>割愛。</p> <p>3. 報告事項</p> <p>担当課から説明あり</p> <p>①令和5年度敬老の日関係行事に係る名簿(65歳以上)の貸し出しについて 報告者：福祉課</p> <p>敬老の日関係の行事のため行政区ごとに65歳以上の名簿の貸し出しを行う。ファイルを7月に配布するので10月区長会時に返却願う。なお、取り扱いについては十分注意願いたい。 (新原区長) 新原区は70歳以上を対象に行っているが名簿に生年月日は記載されているか? (回答) されている。70歳以上で実施する行政区へは、70歳以上の方のみ記載した名簿の貸し出しもできる。希望の行政区を後ほど伺う。</p> <p>②人権啓発事業における街頭啓発への参加及び各行政区公民館へのポスター掲示について(依頼) 報告者：人権センター</p> <p>古賀市では7月の同和問題啓発強調月間に合わせ各種啓発事業を実施。その一つとして、区長の皆さまにご協力頂き街頭啓発を4年ぶりに行う。日時は7月3日(月)から3日間、割り振りは資料を確認願う。 次に7月8日(土)リーパスプラザこがにて同和問題を考える市民のつどいを開催する。周知とご参加を願う。</p> <p>③古賀市ふれあい収集事業について 報告者：環境課</p> <p>古賀市ふれあい収集事業は要介護2以上または重度障がい者の方でごみ収集ルートから自宅が遠いためゴミ出しが困難な戸建て住宅の世帯の支援を行う事業で今年度より環境課が実施。6月より申請を受け付け8月から実施。地域の方より相談があった場合は環境課をご案内願う。 また、先月の区長会でご案内した分別収集困りごと講座について、配布した資料に誤りがあった。差し替えの資料を本日配布しているので、ご確認願う。</p>	

(花鶴丘1丁目区長)

家庭ごみの出し方の冊子で「ペットボトルはつぶさない」「びんはラベルをはがさない」と書いてあるため、明らかに再資源化に問題ない程度でつぶれたペットボトルを燃えるゴミに分別したり、ラベルが少しでもはがれているものは割ってガラスに分別している人がある。少々のつぶれやラベルのはがれは差し支えない旨を記載するなど配慮いただきたい。

(回答)

今後の記載方法について検討したい。貴重なご意見をありがとうございます。

④自治会ごとの夏季期間中における巡回防犯パトロールの実施について 報告者：総務課

巡回パトロールについては防犯組合の廃止に伴い、自治会ごとに実施の判断をいただいている。パトロールは今年度より統合型交付金の新たなメニューとしているので、実施を検討願いたい。なお、日誌については新たに実施する行政区もあるかもしれないので、全行政区へ配布している。

(花鶴丘2丁目3区長)

花鶴丘2丁目3区では、総会で防犯パトロールを行わないと決定したので、配布された日誌を本日お返ししてもよいか。

(回答)

確実に実施されないということであれば、本日返却いただいて構わない。

(鹿部区)

統合型交付金のメニューに含まれることは非常にありがたい。しかし、昨年度も提案させていただいたが、腕章など必要なものがたくさんあるので市の方で準備の方を検討して欲しい。パトロールは市の安全に寄与する貢献度と費用対効果は高いと思うが、面積が広い行政区などは、パトロールの人数も多く交付金の1万円以上の経費がかさむこと、また新規に取り組む行政区については取り組み着手に係るハードルを下げることに繋がる。

(回答)

市としては1万円の中で必要な物品を準備いただきたいと考えているが、頂いたご意見を再度検討したい。

(筵内区)

ファイルに去年の日程や割り振りが挟まっているが、これは私たちが令和5年度版に修正するという事で良いか。

(回答)

実施の日時や割り振りは各自治会で決めていただいている。指摘の名簿は恐らく昨年度、区で独自に作成されたものが残っているものと思われる。今年度も各自治会で実施方法の検討願う。

(古賀南区長)

7月26日～8月20日までとなっているが、それ以外の日に実施しても良いか。

(回答)

実施しても良い。その場合の報告は、報告書の空欄に日にち等を記載し対応願う。

(会長)

確認のため交付金の要件を再度ご案内願う。

(回答)

夏休み期間中に5回以上かつ週1回以上、1回あたり3名以上で活動願う。

⑤令和6年度コミュニティ助成事業について

報告者：まちづくり推進課

令和6年度のコミュニティ助成事業の募集について案内。補助金額や詳細は別紙のとおり。

担当課から説明なし

①住宅地等での農薬や除草剤の使用について

担当課：環境課

自治会で公園へ除草剤などを使用する際は近隣にご配慮願う。参考にポスターを配布する。

(古賀東区長)

このチラシは法律に基づいて作成しているのか。農薬使用時は使用者の名前を掲示とあるが、そこまで義務はないはず。

(回答)

農林水産省のものを元に作成しているが、再度担当課へ確認を行う。

(花見東2区長)

直接は関係ないが、空き家・空き地があれいている場合はどのように対応すればよいか。

(回答)

状況により個別案件になるが、一般的な流れについて回答する。

「空き家の場合：都市整備課」「空き地の場合：環境課」が対応、連絡いただいた段階で担当課が現地を確認し、所有者へ文書を送ることとなる。

4. その他

- ・中央区の区長が交代されたため、新しい名簿を添付。個人情報のため取扱い注意願う。
- ・令和5年度行政区長会の視察研修の報告書を添付しているのでご参照ください。
- ・学校教育課が中村哲氏の絵本を製作するためクラウドファンディングを行っている。詳細は別添の資料をご覧ください。

○6月の文書配布について

資料のとおり。

○次回区長会について

7月7日(金) 15:00～ 市役所501・502・503会議室にて開催。